

# 北広島町社会福祉協議会役員等報酬・費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、北広島町社会福祉協議会定款第6条に定める評議員、第7条に定める評議員選任・解任委員及び第18条に定める役員並びに北広島町社会福祉協議会苦情解決対応規程第8条に定める第三者委員(以下「役員等」という。)への報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関することを定める。

## (報酬等の支給対象業務)

第2条 報酬は、次の各号に掲げる業務に支給する。

- (1) 会長及び副会長の業務
- (2) 理事会及び評議員会への出席業務
- (3) 監事による定期及び臨時監査業務
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席業務
- (5) 評議員会及び理事会における書面又は電磁的記録による決議業務
- (6) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (7) その他会長が必要と認めた業務

2 費用弁償は前項の業務を行うにあたって発生する費用を支給する。

## (報酬等の額)

第3条 報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長に対しては月額50,000円、副会長に対しては月額30,000円の報酬を支給する。ただし、任期が月途中の場合は、在任日数を基礎として日割りにより計算した額を支給する。計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 会長及び副会長を除く役員等に対しては、前条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号に該当する業務を行ったとき、一日当たり5,000円を支給する。
- (3) 評議員選任・解任委員が、前条第4号の業務を行ったとき、一日当たり3,000円を支給する。
- (4) 会長及び副会長を除く役員等が前条第1項第5号に定めた業務を行ったとき、決議業務1回あたり1,000円を支給する。

2 費用弁償の額は、北広島町社会福祉協議会出張及び出張旅費に関する規程第10条から第14条までの規定を準用する。

## (報酬等の支給日)

第4条 報酬等は、毎月20日に支給する。ただし、支給日が銀行その他の金融機関の休日にあたるときは、その日前の最も近い休日でない日に支給する。

2 会長及び副会長を除く役員等については、業務終了後速やかに支給することができる。

## (報酬等の支払方法)

第5条 役員の報酬等は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が報酬等を指定の金融機関の口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(実施に関し必要な事項)

第6条 この規程に定めのない事項については、関係法令及び関係規程によるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。